

議 第 1 2 号 議 案

砂川堀雨水幹線の抜本的な治水対策を求める意見書の提出について
砂川堀雨水幹線の抜本的な治水対策を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会
会議規則第13条の規定により、提出します。

平成28年10月6日提出

富士見市議会議長 津 波 信 子 様

提出者 富士見市議会議員 斎 藤 隆 浩

賛成者 同 八 子 朋 弘

同 篠 田 剛

同 小 川 匠

同 根 岸 操

同 加 藤 久美子

提 案 理 由

台風9号の大暴雨による被害の状況に鑑み、管理者である埼玉県において流域周辺住民の安心・安全のため抜本的な対策を講じることを求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき埼玉県知事に対して提出するため、この案を提出します。

砂川堀雨水幹線の抜本的な治水対策を求める意見書

平成28年8月22日、台風9号の大雨により県内各地で浸水被害がもたらされた。富士見市においても、砂川堀雨水幹線堤防の越水等により周辺の住居及び公共施設（市民プールや富士見環境センター）、さらには勝瀬こばと保育園などで甚大な被害を受けたところである。

この度の被害を受け、本市としてできうる対策を早急に講じるよう議会としても求めていますが、本幹線の流域が5市1町の広い範囲におよぶという状況の中ではそれぞれの自治体での対策にも自ずと限界があるものと考える。

よって富士見市議会は、知事に対し、流域周辺住民の安心・安全のため、河道整備・調整機能の拡充、さらには一級河川としての位置づけ等も含めた抜本的な治水対策を速やかに講じていただくよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　　年　　月　　日

埼玉県富士見市議会

埼玉県知事 上田清司様